

海外レポート 第79回

スポーツガバナンスをめぐるヨーロッパの現状調査

第二東京弁護士会会員
山崎 卓也
Yamazaki, Takuuya

1 はじめに～調査の経緯

日弁連弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進PTから、第18回弁護士業務改革シンポジウムのために行う海外調査への協力と、そのテーマ選定を依頼された際、真っ先に思い浮かんだテーマが、「スポーツ団体のグッド・ガバナンスに向けた取り組みと弁護士の役割」というテーマであった。

欧米や東南アジアを中心に、日常的に国際スポーツ法の実務に携わる身として、スポーツにおけるグッド・ガバナンス(スポーツ団体などの適正な運営)という問題は、八百長などスポーツにおけるインテグリティ(品位保持)の問題と双璧をなす、国際スポーツ法上のホット・イシューとして何度も取り扱ってきたし、何より日本で相撲や野球などスポーツ団体の不祥事が相次ぎ、2010年8月26日に文部科学省が公表した「スポーツ立国戦略—スポーツコミュニケーション・ニッポン」や、2011年に制定されたスポーツ基本法にも、スポーツ団体のグッド・ガバナンスの重要性が言及されたにもかかわらず、具体的な実現策の議論が行われていない現状からすれば、海外におけるスポーツガバナンスに関する議論、対策、そして弁護士の役割を日弁連が調査することは、日弁連が、今後、我が国のスポーツガバナンスに関する議論を進展させるきっかけとしての役割を果たすことにつながると考えたのがその理由である。

実際、企画立案後、シンポジウム本番である

2013年11月に至るまで、体罰問題(桜宮高校事件、全柔連事件)、日本オリンピック委員会等からの助成金等不正受給問題、プロ野球の統一球問題といったスポーツ界の不祥事が次々に発生して、このテーマの重要性がますます高まることがなり、さらに同年9月に、2020年の東京五輪開催が決まったことによって、このテーマの緊急性も高まる結果となった。

調査は、2013年5月27日から30日にかけて行われたが、私の仕事仲間を中心に、多くの協力を得られたことによって、短期間で一流のスポーツ弁護士、学者等の専門家たちを多数訪問することができた。また、どの訪問先も非常に大きな関心のもとに協力的に受け入れてくれたことにより、スポーツ法務のグローバルな共通性、他国の状況への関心の高さを改めて感じるとともに、「日弁連」の国際的ブランド力も感じることができた。

2 調査の概要

調査は、7名の弁護士により、オランダ、イギリス、ベルギー、フランスの4か国において行われ、多数の一流の専門家たちを訪問した¹⁾。

3 調査から得られたこと

調査から得られた最も重要なポイントは、①スポーツ団体には、団体自治が認められ、かつそれは尊重されるべきものであり、それゆえ団体には、特定のスポーツ界に関する一定の規則を制定する自由が認められるということ、②とはいって、それは各国家の法体系が許容する

1) 訪問先は Frans de Weger 弁護士(オランダサッカークラブ連盟)、Jan Loorbach 弁護士(元オランダオリンピック委員会理事)、Rob Siekmann 教授(エラスムス大学ロッテルダム)、Karen Jones 研究員(Asper 国際スポーツ法センター)、Wil van Megen 弁護士(国際プロサッカー選手会FIFPro)、Sean Hamill 教授(ロンドン大学バークベック校／欧州スポーツガバナンスマスター学術研究委員)、Mikkel Larsen 氏(Sports and Recreation Alliance)、David Lampitt 氏(Supporters Direct)、Daniel Geey 弁護士(Field Fisher Waterhouse 律事務所)、Gianluca Monte 氏(欧州委員会—ECスポーツ部)、Juan de Dios Crespo Perez 弁護士(Ruiz-Huerta & Crespo 法律事務所—スペイン・バレンシア)、Stefano La Porta 弁護士(Gallavotti Honorati de Marco & Partners 法律事務所—イタリア・ローマ)、Patricia Moyersoen 弁護士(国際サッカー弁護士会会長)。

2) *Union Royale Belge des Societes de Football Association ASBL & others v Jean-Marc Bosman; Case C-415/93. ECR I-4921.*

範囲内でのみの自由であり、法の支配から無縁ではありえないこと、③スポーツ団体が独善的な運営により不正行為、人権侵害等を行うなどの不祥事を起こした場合は、団体自治の範囲を制限して法規制を強化しようという動きが強まることになるので、スポーツ団体のグッド・ガバナンスは、スポーツ団体自身が、自らの団体自治を守るために必要であるということの3点である。ヨーロッパでは、いまや欧州連合(EU)までもがスポーツのグッド・ガバナンス実現のための活動を行うに至っているが、そのEUも1995年のいわゆるボスマン判決²⁾で、サッカー選手の移籍の制限がEU法違反により無効とされるまでは、スポーツに関与することはほとんどなかった。つまり、EU法を用いたサッカー選手の権利に関する訴訟がきっかけとなって、EUは今やスポーツ団体の運営のあり方、規制という問題に取り組むようになったのである。また、21世紀に入り、IOC(国際オリンピック委員会)やFIFA(国際サッカー連盟)など大規模な国際競技団体の組織内不正が次々と明るみに出たことによって、スポーツ団体にさらに厳しい目が向けられるようになり、各スポーツ団体は、グッド・ガバナンスに取り組まざるを得ない状況となっている。現在では、所定のグッド・ガバナンスに関するガイドラインを遵守しない競技団体に対しては、国等からの補助金が減額ないし支給停止されるという制度

を導入する国が増えてきており、こうしたガイドラインの制定や遵守など、様々なグッド・ガバナンス実現の過程に弁護士が関与している。つまり、ヨーロッパでは、グッド・ガバナンスが実現されていないスポーツ団体に対するリーガルアタックにも、それを防ぐためのガバナンスの整備にも、多くの弁護士が関与しているのである。

スポーツガバナンスの最先端を行くヨーロッパでさえも、グッド・ガバナンスに向けてのシステム構築が本格的に始まったのは21世紀に入つてからであり、かつまだ発展途上の段階にある。ということは、我が国もまだその動きに十分キャッチアップする余地があり、かつ、それを追い越すことさえ不可能ではないということを意味する。

団体自治・スポーツの特殊性を尊重しながら、スポーツ界の法の支配を実現するという仕事を我が国の弁護士が勇気と適正なバランス感覚をもつて実践することが、今求められており、世界中の人々が我が国のスポーツに注目する2020年までに、我が国がスポーツにおけるグッド・ガバナンス先進国になれるかどうかは、弁護士の力量にかかっているといえる。弁護士業務改革委員会スポーツ・エンターテインメント法促進PTは、引き続き、そのような観点から、スポーツのグッド・ガバナンス実現のための活動に取り組んでいる。



IBA東京大会への招待⑩（若手編）

第二東京弁護士会会員 大軒 敬子

私が初めて「国際会議」に出席したのは、2012年にダブリンで行われたIBA年次総会であり、2013年のボストン年次総会にも出席しました。初めてのIBA年次総会の感想は、何より人の多さ(約6000人のこと)、またセッションの多様性です。私は、日常業務の関係から国際会議でも独禁法のセッションを選んでいますが、同じ時間帯に独禁法関連の複数のセッションが行われており、なかなか出席するセッションを絞り切れません。先輩弁護士から、必ずしも1つの時間帯に特定のセッションの最初から最後までいる必要はなく、いろいろなセッションに少しづつ顔を出してもよいと勧められました。そこで、大学時代に商法の授業をとった小塚莊一郎教授がパネリストをされていた「宇宙法」のセッション(独禁法とは全く関係ありません)にも参加してみました。